

令和 7 年度
大分県後期高齢者医療広域連合
健康診査の手引き

大分県後期高齢者医療広域連合

令和7年度 大分県後期高齢者医療広域連合 健康診査に関する取組みについて

令和7年度の後期高齢者医療制度の健康診査について、検査項目に変更はありませんが、後期高齢者の健康増進のため、下記の取組を予定しております。

○健康診査受診啓発ポスターの掲示

健診受診啓発ポスターを作成し、契約医療機関へ掲示をお願いしております。

令和6年3月31日まで

**75歳以上のおみなさんの
健診は当院で受診できます!**

8,000円相当の
健診が**無料**です

令和5年度健診を受けたら、以下の特典があります。

けんしん! キャンペーン
令和5年度の健診を受けて、ご家族けんしん割の対価施設に健診結果を提出することで、映画・ホテルで、特典が受けられます。

けんしん! 継続特典
令和5年度の健診を受けた方は、令和6年度の「いざ、けんしん!」キャンペーンの当選確率が2倍になります。

ご長寿けんしん割
令和5年度の健診を受けて、ご家族けんしん割の対価施設に健診結果を提出することで、映画・ホテルで、特典が受けられます。

各キャンペーンの詳細は、広域連合のホームページにて確認するか、広域連合へお問い合わせ下さい。

お問い合わせは、大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771
または、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口まで

受診券の色は
オレンジ色となります。
4月に配布予定です。

○健診受診券（再発行分）を兼ねた健康診査受診勧奨通知の送付

再発行分の健診受診券を兼ねた健康診査受診勧奨通知を送付しております。

令和5年度の健診を受けたら、以下の特典があります。

いざ、けんしん！キャンペーン

令和5年度の健診を受けた方の中から抽選で50名様に、4,000円相当の「豪華！お肉ギフト券」が当たります。
※応募の必要はありません。
※「いざ、けんしん！」キャンペーンの抽選は、令和5年6月頃を予定しています。
※2～「いざ、けんしん！」キャンペーンの抽選は、抽選をもっておこなさせていただきます。

けんしん継続特典

令和5年度の健診を受けた方は、令和6年度の「いざ、けんしん！」キャンペーンの当選確率が2倍になります。

ご長寿けんしん割

令和5年度の健診を受けて、ご長寿けんしん割の対象施設に健診結果を提示することで、価格・ホテルで、特典が受けられます。

【対象施設】

大分市	ホテル日輪大分	オアシスタワー	由布市	由布院 いよみ
大分市	吉野久旅館		由布市	温泉旅館
大分市	由布院温泉 The Kingfisher resort		由布市	花巻野
大分市	カントリーイン館		大分市	九景町
大分市	海の好客荘		大分市	もみぢの宿

※ご利用の際は、事前に電話にて予約のうえ、ご長寿けんしん割をご利用する旨をお伝え下さい。

各種キャンペーンの詳細は、右記QRコードにて確認するか、広域連合へお電話にてお問い合わせ下さい。

地方創生は大分県民の健康から！

大分県信用組合は「健康寿命日本一おうえん企業」として、大分県民の健康診査の受診を応援します。

健康診断 サービス
けんしん 医療機関 等
健康融資ファンド

大分県信用組合 (けんしん)
ホームページはこちらから

料金後納郵便

郵便はがき

今年の健診忘れていませんか？

**令和5年度
健康診査受診勧奨通知
(再発行分) 健診受診券**

大分県後期高齢者医療広域連合
〒870-0037 大分市東春日町17番20号
大分第2ソフィアプラザビル6階
電話番号 097-534-1771

★右側の「はがしマーク」からゆくりはがしてご覧ください。

参 考

**(再発行分)
令和5年度 健康診査受診券**

受診券 整理番号			
氏 名			
生年月日		性 別	
有効期限			
自己負担			
受診場所			
受診前の 確認 事項 (※利用時 に注意)			

大分県後期高齢者医療広域連合

この受診券は、発行日より1年以内で健診の受診歴が確認できていない方へお送りしています。行き違いの場合はご了承ください。

この受診券で受けられる検査項目

○ 問診、身体計測(身長、体重、BMI) ○ 血圧測定
○ 脂質(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)
○ 肝機能：AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP)
○ 血糖(空腹時血糖または随時血糖、ヘモグロビンA1c)
○ 腎機能(血清クレアチニン及びeGFR)
○ 栄養状態(血清アルブミン) ○ 尿検査(糖、蛋白)

健診を受ける際の注意事項

① 健診を受ける際は、この受診券と被保険者証を必ず持参してください。

② 問診は、健診当日に健診会場又は医療機関で行います。
当広域連合から問診票の事前送付はいたしません。
事前に必要な方は、受診希望の健診機関にお問い合わせください。
※健診が受けられる「契約医療機関一覧」は、右記コードまたは広域連合のホームページにて確認するか、電話にてお問い合わせください。

③ 健診結果は、ご本人様へ健診を実施した健診機関より通知されます。また、健診の際に記入された問診票・連絡先等の情報も健診結果とあわせて、当広域連合とお住まいの市町村へ報告され、保健事業等に活用されますので、ご了承ください。

④ 当広域連合の被保険者でなくなった場合は、この受診券は使用できません。

⑤ この健診は、セルフメディケーション税制の対象です。

○健診受診者へのインセンティブ（特典）の提供

受診率向上の取組として健診を受診された方に特典を提供する取組を実施しております。

(いざ、けんしん！キャンペーン／ご長寿けんしん割)

令和7年度大分県後期高齢者医療広域連合の健康診査について

1 健康診査について

(1) 実施方法について

① 健康診査（健診）の実施

- 健診実施機関（健診実施機関の代表機関「大分県医師会」）へ委託
 - ・契約方法は、集合契約と同様の方法です。
 - ・契約は、健診実施機関の代表機関「大分県医師会」と締結します。

健診実施機関	大分県医師会に委任状を提出・・・様式1参照
	※市町村から集団健診等を委託されている健診実施機関は、別途広域連合へ見積書の提出が必要・様式2参照

② 費用決済・健診データの管理

- 大分県国民健康保険団体連合会（国保連合会）へ委託
「特定健診等データ管理システム」を活用

(2) 委託の範囲について

① 健診実施機関への委託内容

- 健診の実施（受付事務含む・・・受診券及びマイナ保険証の確認）
 - ・問診は『後期高齢者の質問票』を含め健診受診時に実施
広域連合から、問診票の事前送付は行いません。
 - ・問診票の様式は『後期高齢者の質問票』別紙1の項目を網羅した内容で、各健診実施機関において作成

※※ 健康診査の受診時における受診券及びマイナ保険証等の確認について

受診券、マイナ保険証（又は資格確認書）のどちらか一方を持参していない場合、もしくは両方を持参していない場合は、健康診査の無料受診は年1回となっている旨を伝え受診の有無を本人に確認してください。受診者本人が受診していないという場合、本人の同意を得た上で、広域連合へ受診資格・受診履歴の照会をし、確認後に受診していただくようお願いいたします。

※すでに他機関で受診済みの方、健診除外対象者のため当初から受診券を交付していない方、広域連合の被保険者ではない方などがいらっしゃいますので、健診を実施する前に必ず広域連合にご照会いただきますようお願いいたします。

また、受診者が持参した受診券の回収にご協力ください。

○健診受診者への健診結果の通知

- ・各健診実施機関から健診受診者へ健診結果を通知

健診実施機関の様式で可（健康診査結果通知の例を表示・・・**別紙2参照**）

○健診データの報告及び健診費用の請求

- ・国保連合会へ健診データの報告及び健診費用の請求（「特定健診等データ管理システム」を活用）⇒方法については、国保連合会へ。
- ・大分県後期高齢者医療広域連合の保険者番号「**39440003**」により
国保連合会へ健診データの報告及び費用の請求

② 国保連合会への委託

- 健診実施機関への健診費用の支払
- 広域連合への健診データの報告及び費用の請求
- 健診データの管理
- 受診券の発行

（３） 対象者について

○後期高齢者医療制度の被保険者

75歳以上の方又は一定の障がいのある65歳から74歳までの方で、申請により広域連合の認定を受けた方

※75歳年齢到達および新規に被保険者となった方は、特定健康診査を受診した場合であっても、受診の希望があれば、健診を実施しても差し支えありません。

※広域連合の被保険者であっても、健診除外対象者のため当初から受診券を交付していない方もいらっしゃいますので、受診者が受診券を持参していない場合にはご注意ください。

※手引きのP4「※※ 健康診査の受診時における受診券及びマイナ保険証等の確認について」をご参照ください。

（４） 健診内容について

○問診（問診票：各健診実施機関にて作成）は、受診当日に実施します。

○特定健診の詳細な検査項目（貧血検査・心電図検査・眼底検査）を追加して実施します。検査対象の基準に該当した場合または医師の判断により実施となります

特定健診の必須項目のうち基本的な項目（腹囲を除く）、及び詳細な検査項目、広域連合独自の健診項目として血清アルブミンを実施します。

詳細な健診の項目のうち、血清クレアチニン検査（eGFRを含む）は全員に実施します。（健診内容一覧表・・・P6参照）

健診等内容一覧表

区分	内容	
診察等	健康状態の調査(認知機能及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)	
	自覚症状及び他覚症状の検査	
	身体計測	身長
		体重
		B M I
	血圧	収縮期血圧
		拡張期血圧
検査	血中脂質検査	空腹時(または随時)中性脂肪
		HDL－コレステロール
		LDL－コレステロール
		(Non-HDL コレステロール)
	肝機能検査	AST(GOT)
		ALT(GPT)
		γ－GT(γ－GTP)
	血糖検査	空腹時(または随時)血糖
		ヘモグロビンA1c
	尿検査	糖
		蛋白
	腎機能検査	血清クレアチニン及びeGFR
	栄養状態検査	血清アルブミン
	貧血検査	赤血球数
		血色素量
		ヘマトクリット値
	心電図検査	心電図
	眼底検査	眼底検査

※ 実施機関は、健康診査終了後速やかに、健康診査結果通知表を作成し、受診者に通知する。
 なお、通知に当たっては、健康診査結果通知表と併せて、受診者が、自らの健康状態を自覚し、生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

- ※ 空腹時中性脂肪であることを明らかにすること。やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により血中脂質検査をすることができる。なお、空腹時とは、絶食 10 時間以上とする。
- ※ 中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロールの値を用いて評価することができる。ただし、LDL コレステロールの直接測定法も可。
- ※ 血糖検査は、空腹時血糖での検査を基本とするが、健診実施前に食事摂取等により食後 10 時間以上の時間経過が確保できず、空腹時血糖が測定できない場合は、随時血糖を選択すること。
ヘモグロビン A1c は、上記血糖値検査に加えて令和 3 年度から全員実施の項目である。
- ※ 血液検査の腎機能及び栄養状態については、血清クレアチニン（eGFR を含む）及び血清アルブミンを全員実施の項目とし、請求データは「追加健診」で記載する。
- ※ 貧血検査・心電図検査・眼底検査の項目は、医師の判断により実施する項目（詳細な検査項目）となり、検査を実施する場合には、受診者に十分な説明を行うとともに、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
なお、他医療機関において実施された最近の検査結果が明らかで、再度検査を行う必要がないと判断される者、現に糖尿病、高血圧症、脂質異常症、虚血性心疾患、脳血管疾患等の疾患により医療機関において管理されているものについては、必ずしも医師の判断により実施する項目を行う必要はなく、現在の症状等を踏まえ、医師が個別に判断する。
また、健診結果から、直ちに医療機関を受診する必要があると判断された者については、確実な受診勧奨を行い、医療機関において、診療報酬により検査を実施する。
- ※ 眼底検査は、片眼の眼底撮影を行う。ただし高血糖者または医師が必要と認める者に対して両眼の眼底撮影を行うことができる。その上で、所見判定が重症な側の所見を記載し、片眼の撮影では不十分と判断した理由を詳述することとする。

（参考）詳細な検査項目（医師の判断により実施する検査項目）判定基準

＊出典：標準的な健診・保健指導プログラム

（「第 2 編 健診 第 6 章」より該当項目抜粋）

- （1）12 誘導心電図：当該年度の健診結果等において、収縮期血圧が 140mmHg 以上若しくは拡張期血圧が 90mmHg 以上の者又は問診等において不整脈が疑われる者
- （2）眼底検査：当該年度の健診結果等において、①血圧が以下の a、b のうちいずれかの基準又は血糖の値が a、b、c のうちいずれかの基準に該当した者
- ① 血圧：a 収縮期血圧 140mmHg 以上 b 拡張期血圧 90mmHg 以上
 - ② 血糖：a 空腹時血糖 126mg/dl 以上 b HbA1c（NGSP） 6.5%以上
 - c 随時血糖 126mg/dl 以上
- 眼底検査は、当該年度の特定健康診査の結果等のうち、（2）①のうち a、b のいずれの血圧の基準にも該当せず、かつ当該年度の血糖検査の結果を確認することができない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖検査の結果が（2）②のうち a、b、c のいずれかの基準に該当した者も含む。
- （3）貧血検査：貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

(5) 健康診査の実施期間及び場所

○個別方式及び市町村の特定健診の集団方式での実施とします。

受付等の事務は、健診実施機関で実施します。

予約が必要な場合は、受診者が各自で行います。

実施期間は、年度末（3月31日）までとします。

集団方式（巡回・施設）	市町村の実施する特定健診と同じ期間・場所
個別方式	広域連合が契約する健診実施機関にて受診者が各自で受診する。

※感染症等の感染拡大により健診を中止する場合がございます。

(6) 健診の委託料単価について

○健診の委託料（契約単価）は健診単価と事務費を含めた金額

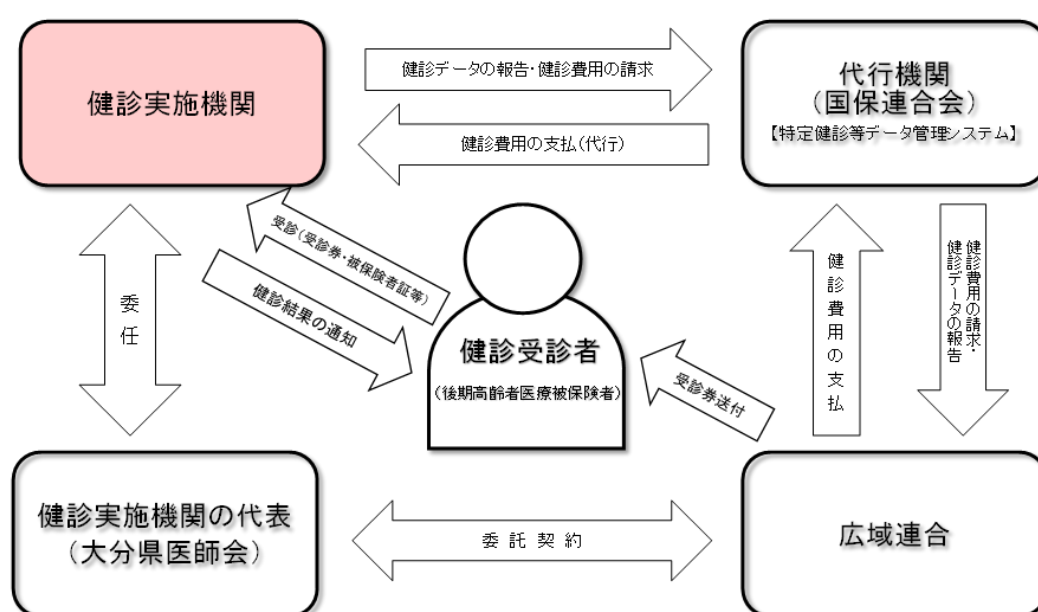
巡回・施設健診	各健診機関での健診単価
医師会とりまとめ機関	特定健診のスキームによる集合契約と同様の方法による健診単価と同額

(7) 受診者の負担金について

○有効期限内において1回のみ無料

(8) その他

健康診査のフロー図



健診実施機関への委託内容等について

項 目	内 容
契 約	・ 健診実施機関の代表機関「大分県医師会」と契約 （特定健診のスキームによる集合契約と同様の方法による） ・ 健診実施機関は、大分県医師会に委任状を提出
委託の範囲	・ 健診の実施（受付事務を含む） ・ 健診受診者へ健診結果の送付 ・ 健診データの送付及び健診費用の請求（国保連合会へ）
健診の対象者	・ 後期高齢者医療の被保険者 （75 歳年齢到達および新規被保険者の方は、特定健診を受診した場合であっても、受診の希望があれば 実施可）
健診内容	・ 問診（問診票への記入含む）は当日実施 ・ 特定健診の必須項目のうち基本的な項目（腹囲を除く）、詳細な健診の項目（血清クレアチニン検査は全員実施）及び広域連合独自の健診項目として血清アルブミンとする （健診内容一覧…P6 参照）。
実施期間及び場所	・ 集団（巡回・施設）方式は、市町村の実施する特定健診と同じ期間・場所 ・ 個別方式は、広域連合が契約する健診実施機関にて受診者が各自で受診（令和 8 年 3 月 31 日まで）
健診の委託料単価	・ 巡回・施設健診の場合は、各健診機関での健診単価 ・ 医師会とりまとめ機関の場合は、特定健診のスキームによる集合契約と同様の方法による健診単価と同額 ・ 健診単価に事務費を含めた健診委託料単価 ・ 選択項目において単価（費用）が異なる場合は、それぞれの金額とする。
受診者の自己負担金額	・ 負担金徴収なし
健診費用の請求	・ 代行機関（国保連合会）への請求

2 保健指導（健康相談）について

健康診査に関する保健指導については、広域連合では対応しておりませんので、市町村へ健康相談窓口の確保をお願いしています。

標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版より抜粋】

- 75 歳以上の者についても、（中略）75 歳以上の者は加齢に伴う虚弱な状態（フレイル）がより顕著に進行し、複数の慢性疾患とフレイル等を要因とする老年症候群の症状が混在するため、包括的な疾病管理がより重要である。
- 個人ごとの健康状態の差が大きくなり多様性が更に高まることや、75 歳以上の多くの者が、医療機関を受診していることを勘案すると、医療機関と連携した取組を推進する必要がある。
- 75 歳以上の者への保健指導については、生活習慣病等の慢性疾患の重症化予防に加え、後期高齢者の質問票等を活用し、フレイル等に関連する老年症候群（低栄養、転倒・骨折、誤嚥性肺炎等）等の心身機能の低下とそれに起因する疾病の予防に着目し、実施する必要がある。
- 本人の残存能力を落とさないこと、QOLの確保等が重要であるが、身体状況、日常生活能力、運動能力等については個人差が大きい。そのため、行動変容のための保健指導を一律に行うのではなく、健診結果を踏まえ、生活の上で「できること」に着目し、本人の自信や前向きな姿勢を育むという観点から目標を設定し、保健指導を行うことが望まれる。本人の求めに応じて、健康相談や保健指導の機会を利用できる体制が確保されていることが重要である。

3 市町村への依頼事項について

項 目	内 容
健診の広報・周知	健診について、市町村広報紙等により健診の項目・日時・場所等を周知する。
健診の実施	実施場所の提供と健診の予約が必要な場合は、後期高齢者被保険者も含めた予約等の受付。 （市町村が実施する特定健診と同様）
健診後の相談	健康増進法に基づく健康相談を実施（相談窓口の確保）

4 その他

○受診券について

- ・受診券の様式（オレンジ色のハガキを予定）は、後日、大分県医師会を通じて送付します。
- ・受診券の発送時期については、当初発送分（令和7年6月1日以前の75歳到達者を含む）を各市町村の実施する特定健診開始時期に合わせて、4月下旬から5月下旬の2回に分けて発送します。また、令和7年6月2日以降の75歳到達者については、誕生日の前月に送付します。
- ・再発行分の受診券は、A4サイズの用紙（オレンジ色）で発行し、封書で送付します。

○血清アルブミン検査及び詳細な検査項目について

- ・血清アルブミン、血清クレアチニン検査（eGFRを含む）について、全員に実施してください。請求データに記載する際は、「追加健診」で記載します。
- ・貧血検査・心電図検査・眼底検査について、請求データに記載する際は、「詳細な健診」で記載してください。

※広域連合の請求区分は、「基本的な健診＋追加健診項目」または「基本的な健診＋詳細な健診＋追加健診項目」となります。

○健診費用の請求について

- ・健診費用の請求先は国保連合会ですが、契約している健診費用単価と異なる金額で請求される医療機関があります。特に、同じ市町村でも後期高齢者医療の健康診査と市町村国保等の特定健診とで費用額が異なる場合の、請求誤りや血清アルブミン及び2種類の血糖検査など検査項目の測定漏れ、「後期高齢者の質問票」の入力漏れが見られます。国保連合会でエラーチェックができないパターンもあり、判明した月以前の費用額を遡及して過誤請求することになりかねませんので、対象年度、保険者、検査項目、請求額をご確認の上、請求してください。
- ・検査項目の実施漏れもしくは、後期高齢者の質問項目の入力漏れのある場合は、請求を返戻いたします。

○健診受診者の問診・健診結果について

- ・本広域連合から各契約医療機関へお問い合わせすることがございます。

※契約医療機関におかれましては、健診結果の通知等ご負担をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

【問合せ先】

大分県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健係
住所 〒870-0037 大分市東春日町17番20号
大分第2ソフィアプラザビル6階
TEL:097-534-1771 FAX:097-534-1778